条例の手続フロー

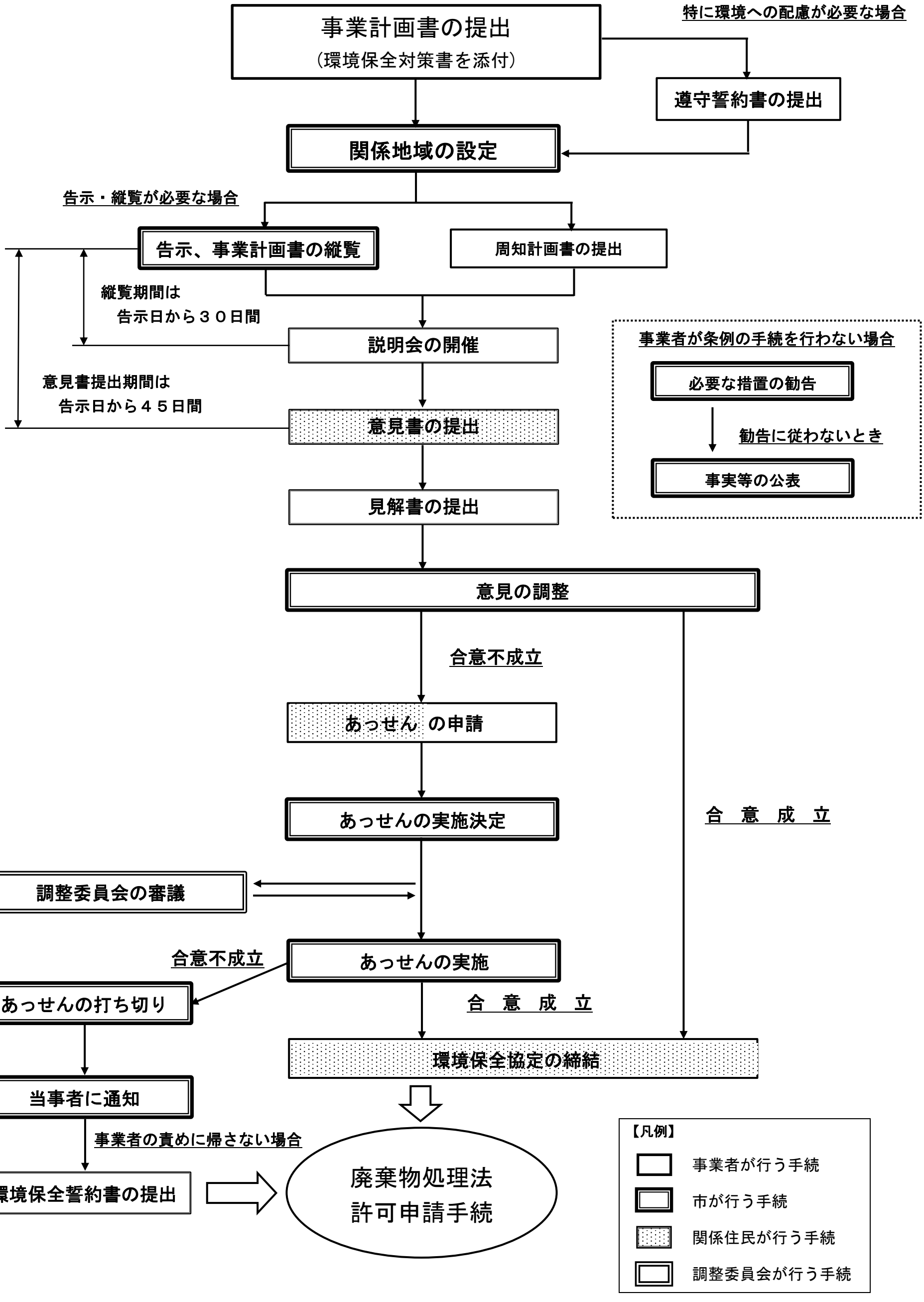
事業計画書の提出
（環境保全対策書を添付）
特に環境への配慮が必要な場合
遵守誓約書の提出
関係地域の設定
告示・縦覧が必要な場合
告示、事業計画書の縦覧
周知計画書の提出
縦覧期間は
告示日から３０日間
説明会の開催
事業者が条例の手続を行わない場合
必要な措置の勧告
勧告に従わないとき
事実等の公表
意見書提出期間は
告示日から４５日間
意見書の提出
見解書の提出
意見の調整
合意不成立
あっせん の申請
あっせんの実施決定
合　意　成　立
調整委員会の審議
合意不成立
あっせんの実施
あっせんの打ち切り
合　意　成　立
環境保全協定の締結
当事者に通知
事業者の責めに帰さない場合
環境保全誓約書の提出
廃棄物処理法
許可申請手続
【凡例】
事業者が行う手続
市が行う手続
関係住民が行う手続
調整委員会が行う手続